

**「専門学校による社会人向け短期プログラム」認定要件案等について****認定要件イメージ**

- (1) 修業年限が2年未満の正規課程又は特別の課程(履修証明プログラム)であること。
- (2) 専攻分野に関する企業等との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。
- (3) 対象とする職業の種類及び身に付けることのできる能力を具体的かつ明確に定め、公表していること。
- (4) 対象とする職業に関する企業等と連携して行う授業、双方向又は多方向に行われる討論を伴う授業その他の実践的な方法による授業が、別に定めるところにより、申請する課程全体の総授業時数の一定割合以上を占めていること。
- (5) 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。
- (6) 審査、試験その他の適切な方法により学修の成果に係る評価を行っていること。
- (7) 学校関係者評価を行い、その結果を公表していること。
- (8) 学校関係者評価を行うに当たっては、当該専修学校専門課程の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。
- (9) 企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。
- (10) 授業の内容や受講者の利便等を勘案し、授業を行う時間、時期、場所等について社会人が受講しやすい工夫を行っていること。

**今後のスケジュール案**

○平成30年5～6月(※1か月間)

告示案のパブリックコメント実施

○平成30年7～8月(※職業実践専門課程と同時期を想定)

各都道府県宛に推薦依頼発出

○平成30年10月末(※職業実践専門課程と同時期を想定)

推薦締め切り

○平成31年2月(※職業実践専門課程と同時期を想定)

認定プログラム告示

## 「専門学校による社会人向け短期プログラム」認定要件留意点（案）

（１） 修業年限が２年未満の正規課程又は特別の課程（履修証明プログラム）であること。

- ・ 社会人以外が受講する場合であっても認定対象として排除するものではない。
- ・ 国や県からの委託を受けて開設している訓練プログラムは認定対象として含まない。
- ・ 単なる資格・試験の受験対策を目的とするプログラム、一般教養的な知識を得ることを目的とするプログラムは認定対象として含まない。
- ・ 既に開設され、修了者の実績のあるプログラムを対象とする。

※履修証明プログラム（学校教育法第１０５条）：各大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校）において、社会人等を対象に、大学等の教育研究資源を活かし体系的に編成された、総時間数１２０時間以上の特別の課程。修了者には、各大学等により、学校教育法の規定に基づくプログラムであること及びその名称等を示した履修証明書を交付。

（２） 専攻分野に関する企業等との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。

- ・ 申請するプログラムに対応した教育課程編成委員会を設けることが原則となるが、同じ専攻分野の学科が職業実践専門課程の認定を受けている場合に、既設の教育課程編成委員会を活用し、当該プログラムの編成を行うことも可能とする。（その場合であっても、①企業等委員については、申請するプログラムに対応する人数の確保が必要であり、②申請するプログラムについての議論が職業実践専門課程の議論と独立したものとして扱われていることが確認できることが必要。）
- ・ 教育課程編成委員会は推薦時点までに２回以上の開催実績が必要であるが、今年度に限り、推薦時点までに２回の開催が出来ていない場合であっても、年度内に２回の開催予定が確認できれば推薦可とする。

(4) 対象とする職業に関する企業等と連携して行う授業、インターンシップその他の実践的な方法による授業が、別に定めるところにより、申請する課程全体の総授業時数の一定割合以上を占めていること。

- ・別に定めるところについては、職業実践専門課程、BPの例を参考に作成。(「別に定める」事項の例とイメージ)
- ・一定割合として5割を目安とする。
- ・企業等と連携して行う授業については、企業等と締結した協定書等・講師契約書等を提出するものとする。

(5) 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。

- ・推薦年度前年度における研修の実績、推薦年度における計画が確認できる資料を提出するものとするが、今年度に限り、推薦年度における計画が確認できれば推薦可とする。
- ・申請するプログラムに対応した教員研修が原則であるが、同じ専攻分野の学科が職業実践専門課程の認定を受けている場合、職業実践専門課程における教員研修と連携して実施することも可能とする。

(7) 学校関係者評価を行い、その結果を公表していること。

(8) 学校関係者評価を行うに当たっては、当該専修学校専門課程の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。

- ・学校関係者評価委員会は、必ずしも申請するプログラムごとに置く必要はなく、学校として、複数の学科、プログラムに共通する学校関係者評価委員会を置くことも可能。
- ・学校関係者評価では、社会人向け短期プログラムに関する項目を設け、学校関係者評価委員会において申請するプログラムの効果検証を行うものとする。